平成２７年（フ）第３３８号
沖縄県那覇市字小禄582番地２　緑アパート２―26
債務者　島袋　　高
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１７９号
釧路市貝塚２丁目19番12号　ビケ貝塚202
債務者　羽賀　綾菜
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１７号
岩手県宮古市川井第７地割124番地４、旧住所岩手県盛岡市浅岸２丁目22番27号　アイリス長岡Ｄ―102号
債務者　榊原　一人
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２７年（フ）第６７１号
神戸市長田区房王寺町３丁目３番10―501号
債務者　川村佳奈子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８０５号
神戸市灘区城内通５丁目５番１―301号、従前の住所神戸市長田区平和台町２丁目６番６号
債務者　松本冷機こと　松本　秀行
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８１８号
神戸市中央区若菜通６丁目２番24号カーサリッチ301号室
債務者　長濱　真吾
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８２６号
神戸市長田区大丸町３丁目５番６号
債務者　佐々木真砂子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８３０号
神戸市垂水区天ノ下町５番26―204号
債務者　中島文治郎
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２１号
佐賀県武雄市武内町大字真手野27485番地
債務者　相良　明宏
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第３６７号
大分市敷戸北町17番１Ａ８―204号
債務者　阿部　純子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３６８号
大分市敷戸北町17番１Ａ８―204号
債務者　阿部　世樹
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１０号
山口県下関市富任町５丁目18番13号
債務者　中村日出男
1　決定年月日時　平成27年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第５５５号
北九州市小倉北区熊本４丁目３番１―105号
債務者　辻原　　勝
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２７７号
佐賀県鳥栖市今泉町2152番地３　鳥栖南部団地市営19―８
債務者　西村　智明
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３８号
青森県平川市猿賀明堂52番地３
債務者　佐々木　淳
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１８２号
東京都練馬区桜台２丁目50番３号
債務者　鎌倉　正行
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１８３号
広島県福山市新市町大字新市114番地１
債務者　鎌倉　良子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係